

河川協力団体指定準則

(趣旨)

第1 この準則は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第58条の8第1項の規定に基づく河川協力団体の指定の審査その他の河川協力団体の指定の実務に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2 河川管理者は、本準則に基づき募集要項を作成し、河川協力団体の公募を行うものとする。

(申請資格)〈処理基準〉

第3 河川協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 代表者が定まっていること。
- 二 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- 三 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- 四 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- 五 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- 六 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 八 直近1年間の税を滞納していないこと。
- 九 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- 十 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

(申請)〈第1項は、処理基準〉

第4 河川協力団体の指定を受けようとする法人等は、別記様式第1号に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- 一 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- 二 直近数年間の活動実績報告書

- 三 指定後数年間の活動実施計画書
 - 四 法人等の監査報告書又は収支計算書
 - 五 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
 - 六 第3第10号の要件を満たすことを証する書類
 - 七 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が必要と認める書類
- 2 前項第2号及び第3号の数年間は、おおむね5年間とする。

（確認及び審査）〈処理基準〉

第5 河川管理者は、第4第1項により提出された書類に基づき申請資格の確認を行うとともに、第6に基づき、活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について審査を行うものとする。

（審査基準）〈第1項及び第3項は、処理基準〉

第6 第5の活動実績報告書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 継続性：直近数年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
- 二 公共性：前号の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
- 三 活動姿勢：直近数年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

2 前項第1号及び第3号の数年間は、おおむね5年間とする。

3 第5の活動実施計画書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
- 二 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。
- 三 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

（指定）〈処理基準〉

第7 河川管理者は、法第58条の8第1項の規定に基づき、第5の確認及び審査の結果、法第58条の9に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、河川協力団体の指定をすることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体の指定をした法人等に対し、当該法人等の名称及び活動を行う河川の区間を明記した別記様式第2号を発行し、指定番号を登録するものとする。

（指定の通知）〈処理基準〉

第8 河川管理者は、河川協力団体の指定をしたとき又は指定をしないこととしたと

きは、申請をした法人等に対して、その旨を書面にて通知するものとし、指定をしなかった法人等に対しては、その理由を付すものとする。

(活動実施計画) (第1項及び第3項は、処理基準)

第9 河川管理者は、法第58条の10第1項の規定に基づき、河川協力団体に対し、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を、河川管理者が定めた期日までに提出させるものとする。

2 前項の計画期間は、5年間とする。

3 河川管理者は、法第58条の10第1項の規定に基づき、河川協力団体が活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかにその変更の内容を明らかにする書類を提出させるものとする。

(活動状況の確認)

第10 河川管理者は、法第58条の10第1項の規定に基づき、河川協力団体に対し、年1回以上、活動の内容について報告させるものとする。

2 前項のほか、河川管理者は、法第58条の10第1項の規定に基づき、河川協力団体に対し、当該河川協力団体の活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、その活動内容について臨時の報告をさせることができる。

(活動内容の改善) (処理基準)

第11 河川管理者は、河川協力団体に対し、必要に応じ、活動実施計画書について、法第58条の10第2項の規定に基づき改善すべきことを命じ、又は法第58条の11の規定に基づき指導若しくは助言をすることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が、その活動を適正かつ確実に実施していないことが認められると判断した場合(指定後に第3に定める要件に適合しなくなったと認められる場合を含む。)には、法第58条の10第2項の規定に基づき、その活動の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(代表者の変更等)

第12 河川管理者は、法第58条の10第1項の規定に基づき、河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに報告をさせるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による河川協力団体の解散の報告があったときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し) (処理基準)

第13 河川管理者は、法第58条の10第3項に規定する場合のほか、河川協力団体が、詐欺その他不正の手段により河川協力団体の指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。

2 河川管理者は、河川協力団体から当該河川協力団体の指定の取消しの申請があった場合には、その指定を取り消すものとする。

3 河川管理者は、河川協力団体の指定を取り消した場合には、書面にて取消しの通

知を行うものとする。

- 4 河川管理者は、第1項又は第2項の規定により河川協力団体の指定を取り消した場合には、その旨を公示するものとする。

附 則

この準則は、平成25年10月15日から施行する。

河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第58条の8第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 河川協力団体指定準則第3第10号の要件を満たすことを証する書類
- 7 その他河川管理者が必要と認める書類

河川協力団体指定証

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、河川法第58条の8第1項の規定による河川協力団体として、下記により指定する。

平成 年 月 日

河川管理者

㊟

記

指定内容

- (1) 法人等の名称
- (2) 業務を行う河川の区間
- (3) 指定番号

(行政不服審査法第57条による教示)

本件指定について不服があるときは、国土交通大臣に対し、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。(なお、本件指定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。)

(行政事件訴訟法第46条による教示)

本件指定の取消しの訴えは、本件指定があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。

(なお、本件指定があったことを知った日から6箇月以内であっても、本件指定の日から1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)

ただし、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、本件指定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。

(なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)